

保険者の交付金・納付金等及び支援金等の額の算定に関する諸係数

区 分		根 拠 条 文	令和 6 年度 確定 (告示)	令和 5 年度 確定 (告示)	令和 4 年度 確定 (告示)	令和 3 年度 確定 (告示)	令和 2 年度 確定 (告示)
確定 前期 高齢者 交付金・ 納付金	全保険者平均前期高齢者加入率	省令第15条において準用する 省令第10条第 1 項	0. 14314817	0. 14739399	0. 15203371	0. 15583142	0. 15410794
	前期高齢者加入率の下限割合	法第35条第 7 項 (政令)	1. 00/100	1. 00/100	1. 00/100	1. 00/100	1. 00/100
	確定補正係数	省令第15条において準用する 省令第 9 条第 3 項	1. 11269	1. 11650	1. 11824	1. 11007	1. 10753
	調整対象外給付費額に係る算定率	法第35条第 2 項第 2 号 (政令)	1. 58	1. 57	1. 56	1. 55	1. 56
	一人平均前期高齢者給付費額	省令第16条	467, 792円	462, 930円	446, 437円	436, 127円	413, 849円
	負担調整基準率	法第38条第 4 項 (政令)	53. 487/100	54. 029/100	55. 706/100	54. 99400/100	54. 35200/100
	特別負担調整基準率	法第38条第 5 項 (政令)	47. 11504/100	48. 91463/100	50. 33079/100	50. 00237/100	50. 05511/100
	加入者一人当たりの負担調整対象額	省令第20条	132円	54円	34円	80円	143円
	確定負担調整額調整率 (低医療費水準保険者)	政令第 1 条の10第 1 項第 1 号	90. 0200600129/100	90. 0236494167/100	90. 0218482559/100	90. 020366795/100	90. 0214438327/100
	確定負担調整額調整率 (低医療費水準保険者 以外の保険者)	政令第 1 条の10第 1 項第 2 号	100. 0200607169/100	100. 0236499338/100	100. 0218322822/100	100. 0203691125/100	100. 0214443400/100
	納付金確定拠出率	法附則第13条の 5 第 4 項	—	—	—	—	—
	確定額補正率	省令第14条の 4	0. 980612326447	0. 982014436070	0. 981348156139	0. 981576248207	0. 982025521214
	百分の五に相当する順位の一人平均前期高齢者給付費額	政令第 1 条の10第 1 項第 1 号	218, 424円	208, 042円	206, 306円	202, 133円	187, 499円
	財政力の基準	法第39条第 1 項第 2 号 (算定政令第 1 条の 9 第 1 号)	5, 976, 041円	5, 815, 739円	5, 729, 958円	5, 689, 903円	5, 637, 096円
確定 後期 支援金	加入者一人当たり負担額	省令第39条の 2	70, 187円	68, 244円	63, 909円	60, 992円	58, 651円
	支援金確定拠出率	法附則第14条の 3 第 5 項	—	—	—	—	—
	総報酬割確定負担率	省令第39条の 3	0. 02243635	0. 02260966	0. 02176609	0. 02132884	0. 02087191
	後期高齢者支援金調整率 (加算対象保険者)	法121条第 2 項 (政令)	101/100	100. 5/100	100. 5/100	100. 5/100	100. 5/100
			102/100	101/100	101/100	101/100	101/100
			102. 5/100	101. 5/100	102/100	101. 5/100	105/100
			103. 5/100	102/100	102. 5/100	102/100	105. 5/100
			105/100	102. 5/100	103/100	105/100	106/100
			110/100	103/100	103. 5/100	105. 5/100	110/100
				103. 5/100	110/100	106/100	
				104/100		110/100	
				104. 5/100			
				105/100			
				110/100			
	後期高齢者支援金調整率 (減算対象保険者)	法121条第 2 項 (政令)	99. 559010140/100	99. 725967784/100	99. 762204289/100	99. 6698988580/100	99. 659295183/100
			99. 639858260/100	99. 776389700/100	99. 805958708/100	99. 7304173800/100	99. 81829078/100
			99. 720706410/100	99. 826080878/100	99. 849078995/100	99. 7909359200/100	99. 90914539/100
			99. 801554550/100	99. 876502808/100	99. 892833404/100	99. 8514544700/100	
			99. 882402700/100	99. 926924738/100	99. 936587813/100	99. 9119730200/100	
	後期高齢者支援金調整率 (上記以外の保険者)	法121条第 2 項 (政令)	100/100	100/100	100/100	100/100	100/100
調整 金額	前期高齢者交付算定率	省令第 3 条	0. 029785	0. 007565	0. 001797	0. 000315	0. 000219
	前期高齢者納付算定率	省令第17条において準用する 省令第 3 条	0. 029785	0. 007565	0. 001797	0. 000315	0. 000219
	後期高齢者支援算定率	省令第36条において準用する 省令第 3 条	0. 010434	0. 004374	0. 000087	0. 000102	0. 000157
	出産育児交付算定率	健保省令第134条の 3	0. 000000				